（再保険の免責）

第百三十五条　政府は、次に掲げる場合には、農林水産省令で定めるところにより、支払うべき再保険金の全部又は一部につき、その支払の責めを免れることができる。

一　組合が法令又は保険約款に違反して保険金を支払つたとき。

二　組合が保険金の額を不当に認定して支払つたとき。

三　組合が前条の規定による通知を怠り、又は虚偽の通知をしたとき。

第百三十八条の二十を削る。

第百三十八条の二十一中「中央会は、普通保険再保険事業、漁船船主責任保険再保険事業及び漁船積荷保険再保険事業」を「組合は、漁船保険、漁船船主責任保険及び漁船積荷保険」に改め、「再保険事業に係る」及び「（これらのうち、漁船船主責任保険にあつては、塡補区分）」を削り、「同一年度再保険関係」を「同一年度保険関係」に、「第百三十八条の十の二第三項又は第四項」を「委付により取得した一切の権利及び第百十一条の五において準用する保険法第二十四条又は第二十五条第一項」に、「支払つた再保険金」を「支払つた保険金」に改め、同条を第百三十六条とする。

第百三十八条の二十二第一項中「又は中央会」を削り、「特殊保険再保険事業等」を「漁船保険再保険事業等」に改め、同条を第百三十七条とする。

第百三十八条の二十三中「特殊保険再保険事業等」を「漁船保険再保険事業等」に改め、「第百三十八条の十並びに」を削り、同条後段を削り、同条を第百三十八条とする。

第五章を第四章とする。

第百三十九条第一項中「及び満期保険」の下に「の基本部分」を加え、「（満期保険については、積立保険料に該当する部分を除く。）のうち」を「のうち」に改め、同項各号を次のように改める。

一　対象漁船に係る保険金額（対象漁船ごとに政令で定める金額に相当する部分を除く。）に対象漁船に係る通常純保険料率を乗じて得た額に、別表の第一欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の第二欄に掲げる割合を乗じて得た額

二　対象漁船に係る保険金額に対象漁船に係る異常純保険料率を乗じて得た額

第百三十九条第二項中「当該保険」の下に「の基本部分」を加え、「第百三十八条の十三第二項の政令で定める塡補区分を除く塡補区分に係る」を削り、「当該塡補区分に係る漁船船主責任保険の純保険料率（第百二十一条において読み替えて準用する第百十三条の四第二号に規定する漁船船主責任保険の純保険料率をいう。）」を「塡補区分に係る漁船船主責任保険純保険料率」に改め、同条第三項中「当該保険」の下に「の基本部分」を加え、「当該純保険料」を「当該漁船積荷の保険金額に当該漁船積荷に係る漁船積荷保険純保険料率を乗じて得た額」に改める。

第百三十九条の二第一項中「漁船積荷保険」の下に「の基本部分」を加え、「（満期保険にあつては、積立保険料に該当する部分を除く。）」を削る。

第百四十条第二項中「中央会に支払うべき再保険料の一部に充てるべきものとして中央会に交付し、又は当該組合若しくは中央会が」を削り、「全部若しくは」を「全部又は」に改める。

第百四十一条第一項中「第百二十六条の六」を「第百二十六条の七」に改める。

第百四十三条（見出しを含む。）中「特殊保険再保険事業等」を「漁船保険再保険事業等」に改める。

第六章を第五章とする。

第百四十三条の九第四号中「第九十七条」を「第九十六条」に改め、同条第五号中「第九十八条第一項」を「第九十七条第一項」に改め、同条第六号中「第九十九条」を「第九十八条」に改める。

第百四十三条の十一第一項中「第八十九条から第九十二条まで、第九十三条第一項、第九十四条、第九十六条から第九十九条まで、第百一条から第百三条まで、第百六条及び第百七条」を「第八十八条から第九十一条まで、第九十二条第一項、第九十三条、第九十五条から第九十八条まで、第百条から第百二条まで、第百五条及び第百六条」に改める。

第百四十三条の十二から第百四十三条の十八までを削り、第百四十三条の十九を第百四十三条の十二とする。

第六章の二を第六章とする。

第百四十四条第一項中「（第百三十八条第七項において準用する場合を含む。）」及び「、第百三十七条の八若しくは第百三十七条の九」を削り、同条第二項中「又は中央会」を削る。

第百四十五条中「組合又は中央会の」を「組合の」に改め、同条第三号中「又は中央会」を削り、同条第四号中「（第百三十八条第三項において準用する場合を含む。）」及び「及び第百三十八条第四項」を削り、同条第五号中「（第百三十八条第四項において準用する場合を含む。）」を削り、同条第六号中「若しくは」を「又は」に改め、「（これらの規定を第百三十八条第四項において準用する場合を含む。）又は第百三十七条の五」を削り、同条第七号中「これらの規定を第百三十八条第五項において準用する場合を含む。）」を削り、同条第九号中「（これらの規定を第百三十八条第五項において準用する場合を含む。）」を削り、同条第十号及び第十一号中「（第百三十八条第五項において準用する場合を含む。次号において同じ。）」を削り、同条第十三号を削り、同条第十四号中「第百三条」を「第百二条」に改め、「又は第百三十七条の三」を削り、同号を同条第十三号とし、同条第十五号を同条第十四号とし、同条第十六号中「第百六条又は第百七条」を「第百五条又は第百六条」に改め、「第百三十八条の十一」及び「及び第百四十三条の十八」を削り、同号を同条第十五号とし、同条第十七号を削る。

第百四十六条中「第八条第二項（第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）」を「第七条第二項」に改める。

附則第五項から第八項までを削る。

（漁業災害補償法の一部改正）

第三条　漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第五十九条の見出しを「（残余財産の分配等）」に改め、同条第三項中「におけるその財産の処分については、政令で定める」を「は、その財産は、第六十一条の規定による農林水産大臣に対する清算結了の届出の時において、定款で定めるところにより、漁業共済団体又は漁船保険組合に帰属する」に改め、同条に次の一項を加える。

4　第一項及び前項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

第八十条第二項中「当該共済契約に係る共済掛金の支払を特に確保する必要があるものとして農林水産省令で定めるものに限る。）、第百十四条第三号に掲げる」を「、第百十四条の政令で定める」に、「）に係る共済契約（当該」を「）に係る共済契約（これらの」に改める。

第八十五条第一項及び第九十一条第四項中「、第百十六条第一項第二号ロに掲げる団体にあつてはその構成員」を削る。

第百十四条中「次に掲げる」を「政令で定める」に、「行なう」を「行う」に改め、各号を削る。

第百十六条第一項中「次に掲げるとおり」を「当該養殖業を営む中小漁業者であつて組合員又は組合員の直接の構成員であるもの」に改め、各号を削る。

第百十八条第一項を削り、同条第二項中「第百十四条第二号に掲げる養殖業に属する養殖業に係る」を削り、「水域」の下に「（以下「単位漁場区域」という。）」を加え、「（その者が第百十六条第一項第二号ロに掲げる団体であるときは、その構成員のすべて）」を削り、「すべてを」を「全てを」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を削り、同条第四項を同条第二項とする。

第百二十四条第二項第二号中「第百十四条第三号に掲げる」を「前号の政令で定める種類の養殖業以外の」に改め、「（前号の政令で定める種類のものを除く。以下「特定第三号養殖業」という。）」を削り、「、特定第三号養殖業」を「、当該養殖業」に改める。

第百二十五条の六第一項中「被共済資格者」の下に「であつて政令で定める要件に該当するもの」を加える。

第百四十七条の二第二項中「第三章」を「前章」に改め、「、第百十六条第一項第三号中「組合の地区」とあるのは、「第六十七条の四第一項に規定する区域」と読み替えるほか」を削る。

第百九十五条第一項第二号中「第百十四条第二号若しくは第三号に掲げる養殖業に属する養殖業に係る」及び「又は第百十六条第一項第二号ロ」を削る。